

(別表4)追加申請書類一覧

売上高減少額方式により申請をする場合、(別表2)の書類に加え、以下の書類を提出してください。

申請者に関する書類	A	<p>令和2年(2020年)又は令和元年(2019年)の8月を含む事業年度の確定申告書類等の写し</p> <p>【法人】「法人税確定申告書別表一(一)」に加え 「法人事業概況説明書」(月別売上高、兼業割合が記載されている部分)</p> <p>【個人】「確定申告書 B 第一表」に加え 「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」</p> <p>※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。</p>
施設に関する書類	B	<p>令和2年(2020年)又は令和元年(2019年)の8月の売上帳簿等の写し(※)</p> <p>※例えば、試算表、売上台帳、出納帳等を提出してください。 年間売上高を用いる場合は1年分、新規開店者は開店日から令和3年7月31日までの期間について提出してください。</p> <p>※店舗別の飲食事業と他の事業の売上を分けて記載いただく必要があります。 ※確定申告書類の事業年度と同じ時期の売上帳簿等の写しを提出してください。 (令和元年の8月を含む事業年度の確定申告書類の写しを提出する場合は、令和元年8月の売上帳簿等の写しを提出いただくことになります。)</p>
	C	<p>令和3年(2021年)の8月の売上帳簿等の写し(※)</p> <p>※例えば、試算表、売上台帳、出納帳等を提出してください。</p> <p>※店舗別の飲食事業と他の事業の売上を分けて記載いただく必要があります。</p>

【注】WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。

【注】複数の施設(店舗)を申請する場合は、店舗ごとに別表2の⑦~⑮に加えてB~Cの書類をまとめて提出してください。

注意

時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。